

# 弁護士業務の落とし穴

—非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など—

弁護士業務の落とし穴 — 非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など —

本特集は、主に「幅広い若手会員」向けにお届けする企画です。

近年、大規模非弁提携事件が発生して話題となっています。また、広告や情報発信も容易となり、弁護士を取り巻く環境も大きく変化しています。その中で、例えば、営業の電話をかけてくる業者等をどう見分ければいいのか悩ましいという若手会員の声も多く、落とし穴がどこにあるのか、十分な知識を有しないと判別しにくくなっている面があるようです。また、弁護士倫理の点から、理解していたつもりでも、実際、迷うケースもあります。

今般、弁護士倫理・不祥事防止の観点から、この種の分野に精通している当会の会員の方々に、集客や業務を進めるにあたって注意をするべき点、困った時の対処法、リカバリーの方法及び相談先などについて、最新の情報を執筆いただきました。

本特集は、会員の皆様が、弁護士業務で迷ったときのひとつの指針となる内容となっています。身を守るための知識としても一読いただき、ご活用いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子, 西川 達也

## CONTENTS

- 総論：一人で悩まないで！ ..... 3頁
- Part 1：非弁提携に陥らないための転ばぬ先の杖 ..... 5頁
- Part 2：弁護士業務に関するアウトソーシングの限界と注意点 ..... 8頁
- Part 3：報酬契約の落とし穴 ..... 14頁
- Part 4：相続に関する利益相反等 ..... 16頁
- Part 5：行き過ぎた弁護活動等 ..... 18頁
- コラム：「非弁行為」と「非弁提携」の関係 ..... 15頁
- 営業電話や飛び込み営業の見極め方 ..... 17頁

※なお、本文中、意見にわたる部分については、各委員会の公式見解を述べるものではなく、筆者らの個人の見解です。

各種相談窓口一覧	東京弁護士会	会員サポート窓口	03-3581-3332 (業務課)
		若手相談室	03-3581-3332 (業務課)
		チューター制度	03-3581-3332 (業務課)
		弁護士業務妨害対策	03-3581-3332 (業務課)
	日本弁護士連合会	会員サポート窓口	03-3580-9849 (審査部審査第三課)
		弁護士業務支援ホットライン	080-7854-1212
		日弁連メンタルヘルスカウンセリング	0120-556-919
		チューター制度	03-3580-9841 (業務部業務第一課)
	日本弁護士国民年金基金	弁護士年金制度	03-3581-3739
	東京都弁護士協同組合	小規模企業共済制度	03-3581-1218
東京都弁護士国民健康保険組合	メンタルヘルス相談	03-3581-1096 (代)	

\*日弁連の「会員サポート窓口」及び「日弁連メンタルヘルスカウンセリング」の利用方法については、21頁をご参照ください。日弁連「自由と正義」の広告欄にも毎号掲載されています。

# 一人で悩まないで!

非弁提携弁護士対策本部 本部長代行 鍛冶 良明 (44期)



## 1 不祥事回避のための第一歩

弁護士間の過当競争、広告解禁、弁護士を狙った非弁提携業者の暗躍等の今日の弁護士を取り巻く環境は、弁護士が意図せず不祥事の落とし穴にはまってしまう危険性をはらんでいる。しかし、過ちを恐れて萎縮するばかりでは業務の拡大は望めない。弁護士倫理を尊重しつつ、新たな業務に果敢に挑み、人権保障と社会正義の実現に向けて活動するため、不祥事を回避する対策を立てることは不可欠である。

そのための第一歩は、当会が義務化する倫理研修を真摯に受講する、日弁連がすべての会員に配布している弁護士職務基本規程\*1に日頃から目を通すといった自己研鑽にある。そこから得た基本的な考え方に基づいて事件と向き合い、自らの悩みを感じ取り、その悩みから目をそらさずに対峙することによって、ほとんどの不祥事は回避できるはずである。

例えば、非弁業者の術中に陥り、非弁提携弁護士に墮する弁護士も少なくないが、その勧誘は巧みであっても、業者が弁護士業務の経理を管理する内容であるなど、弁護士倫理の基本的考え方を習得していれば苦も無く不正な意図を看破できるものである。また、虚偽表示とも受け取れるホームページを掲載している会員も見受けられるが、多くは日弁連の「弁護士等の業務広告に関する規程」\*2や「業務広告に関する指針」\*3の存在自体を知らず、広告業者任せでホームページの作成を依頼していることが原因である。

しかし、自己研鑽だけで不祥事が根絶されるわけではない。横領や判決文の偽造など故意で罪を犯さざるを得ない程に追いつめられた者に対しては、倫理研修も無力であろう。懲戒事例で最も多い事件放置については、意思の力では如何ともしがたいうつ病が原因であるケースも見逃せない。複雑な利益相反事件におい

て、的確な判断を下すには一定の実務経験を積む必要がある場合もあるが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足によりそのような暇のない会員もいる。

そこで、日弁連及び当会は、不祥事案には弁護士自治の確保のために厳正に対処する一方、会員が不祥事に陥らないためのサポート体制を整備している。

## 2 ライフプランの確立

預り金の流用事案では、すぐに返せるという安易な考えで道を踏み外しているケースが多い。しかし、人の金に手を付けようという思いが頭をよぎった時点で、既に他人の法律事務を処理できる状態ではない。いつか多額の報酬が入るといった根拠のない幻想にとらわれているようでは、法律事務を行う資格すらない。問題は、そこまで追いつめられる前の生活設計にある。そのため弁護士の生計をサポートするのが日本弁護士国民年金基金と小規模企業共済制度である。元気に働けるうちから老後の生活まで考えて、苦しくとも積み立てをすることは、他人の法律事務を扱うにふさわしい生活の余裕をもたらすことにつながる。特に、掛け金全額の課税所得控除は確実な実利である。

## 3 メンタルヘルス

常に紛争の中に身を置く弁護士には、強いストレスがかかっている。そして、ストレスの蓄積により、うつ病等の疾患に罹患する可能性が潜んでいる。そのため、日弁連及び東京都弁護士国民健康保険組合は、メンタルヘルスカウンセリングを設置している。ただ、うつ病に罹患した時点では、他人に相談しようという発想自体が浮かびにくい状態となっている。メンタルに不調を感じた時点での早めのカウンセリングの受診、

\*1: 日弁連HP (HOME)日弁連とは>弁護士法・会則・会規等>第3部:会規>(は行)

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no\\_70\\_160525.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_70_160525.pdf)

\*2: 日弁連HP (同>は行) [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no\\_44\\_160620.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_44_160620.pdf)

\*3: 日弁連HP (同>き行) [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no\\_45.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_45.pdf)

あるいはこのような制度の存在を親族に知らせておき、自分に何らかの兆候があったときはメンタルヘルスの利用を促すよう頼んでおく等の対応をしておく必要がある。

#### 4 悩んだときは

不祥事回避の基本は自己研鑽であるとはいっても、具体的事件においては、社会正義の実現と依頼者の利益といったいくつかの要請が相対立する場面もあるし、弁護士職務基本規程に説明し尽くされていない限界事例も少なくない。そういった場面で悩んだときには、身近な同僚、同期や先輩等に相談することも一つの手段であるが、そのような機会がない場合には、若手向けのサポート制度である、日弁連の弁護士業務支援ホットライン、当会のチューター制度や若手相談室の活用を検討していただきたい。

また、ベテランを含めた弁護士の悩みを総合的にサポートする制度として、日弁連及び当会の会員サポート窓口がある。会員サポート窓口では、複雑な利益

相反事例への対応等の弁護士が直面する様々な問題へのアドバイスをっており、相談の中には、情を知らずにいった法律事務所が非弁提携事務所であったというような深刻な事例もある。

更に、弁護士を悩ます事象として、依頼者、相手方、事件関係者からの業務妨害という対外的な問題もあり得る。当会は、このような事態に備え、弁護士業務妨害対策の制度を設けている。

なお、各種相談の窓口は、2頁下段を参照されたい。

#### 5 結語

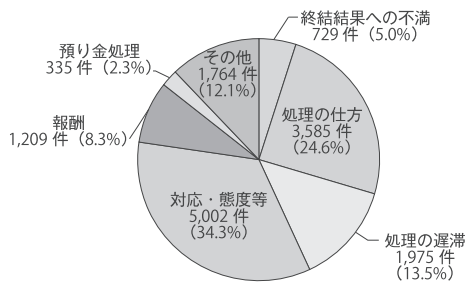
弁護士は、まずは自己研鑽により不祥事対策を怠らないように努める必要があるが、それでもどうしても困ったときには、日弁連及び当会の各種サポート制度を利用していただきたい。サポート制度を構成する弁護士、職員は、会員の皆さんに積極的に制度を活用してもらうことにより、不祥事根絶に一歩でも近づくことを願っている。

### 資料

#### 2018年1月から12月に全国の弁護士会の市民窓口申し立てられた苦情

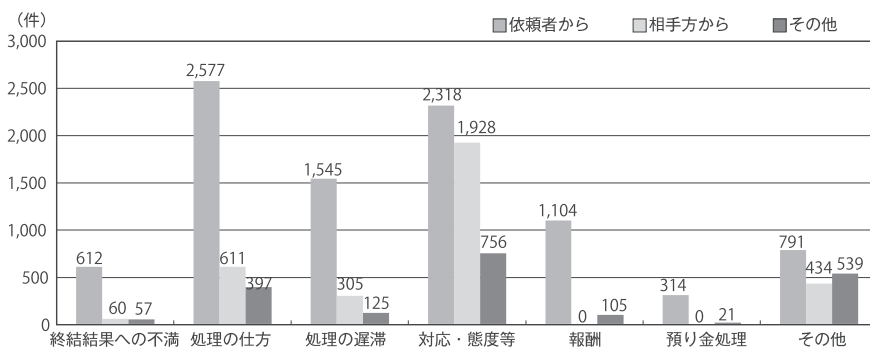
市民窓口苦情内容別内訳 (2018年)

2018年 市民窓口受付総件数  
14,599件



【注】表示未満を四捨五入しているため、百分率の合計が100%と一致しない場合がある。

市民窓口申立人別内訳 (2018年)



\* [弁護士白書 2019年版] 166頁より

## 非弁提携に陥らないための転ばぬ先の杖

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 柴垣 明彦 (44 期)



## 1 はじめに

- (1) 弁護士として日々事件を処理し、弁護士会や外部の団体での活動などを精力的にこなしていると、自分が不祥事を起こすなどということは頭の片隅にもない方も多いと思う。また、登録直後の弁護士であれば、まさに懲戒処分などは別世界の話で、自分には全く関係がないと思っている方もいるだろう。
- (2) 確かに、多くの弁護士にとって懲戒処分を受けるといことはないまま、弁護士生活を終わる。しかし、年間に全国で100件前後の懲戒処分が言い渡されている事実はご存じだろうか。
- (3) この100件前後という数字を多いと見るか、少ないと見るか、その見方は分かれるかもしれないが、毎年100名前後の弁護士が懲戒処分を受けている事実は揺るがない。しっかりと、他山の石として、自らを省みていただきたい。

## 2 弁護士の落とし穴

では、懲戒処分にまで至ってしまう弁護士に何か特徴はあるのか。さすがに個人の資質の問題についての分析はないが、事例を検討すると、いくつかのパターンがあることがわかる。

## (1) 一つ目は、事件放置から始まる落とし穴

市民窓口の苦情では、電話に出ないとか連絡をもらえないという苦情は弁護士経験を問わずかなり多い。たかが、電話に出ない程度と侮るなかれ。これが大きな不祥事につながる端緒の1つであることは経験則上明らかである。

どうということか。依頼事件について、調査が終わらない、書面ができていないという状態を受け、依頼者からの督促の電話に出るのが苦痛となる。だんだん、

電話の呼び出し音が怖くなり、ひいては事務所にも出てこなくなる。当然、事件処理は進まず、依頼者は当然のことながらさらに頭に血を上らせる。本当に悪循環に陥る可能性がある。

ここで、誰かの助けを受けることができれば幸いである。それがないままことが進むと、どうなるか。事件が進まない、事件が終わらない、報酬が入らない、しかし家賃や人件費など固定費は出ていく、預金通帳の底が見えてくると、預り金口座が魅力的に見えてくる、その魔力に勝てず預り金を流用してしまう。と、ここまでくると終わりである。

## (2) 二つ目は、広告などから始まる落とし穴

弁護士は、従前は、一つひとつの事件を処理し、依頼者の信頼を得て依頼者からの口コミで仕事の幅が広がるというのが、典型的な仕事の拡大の方法であった。当然弁護士の広告は禁止されていた。しかし、2000年代に入り、弁護士広告が解禁され、様々な媒体を介して弁護士の業務広告が行われるようになった。皆さんは、弁護士の広告にも一定の規律があることはご存じだろうか。日弁連の「弁護士等の業務広告に関する規程」\*1にあるので、しっかりと確認をいただきたい。

この広告であるが、規程があるにもかかわらずそれを無視したような広告が散見されている。たとえば、「30年の経験をもとに相談に乘ります」という広告があった。これをみれば、当然弁護士経験が30年あるベテランの弁護士の広告と想像する。しかし、調べてみると、この広告主は登録5年前後の30すぎの弁護士であった。広告には、「弁護士経験30年」とは記載されておらず、「30年の経験」としか記載されていない。確かに30歳を過ぎた弁護士であれば、生きてきた経験年数は30年を超えるかもしれないが、この広告は消費者というか、依頼者になるべき市民に対しては甚だ不適切な広告である。

\*1：本特集3頁、注2) 参照

さらには、電話で事件の紹介をしたいという業者やインターネットで弁護士の情報提供をする業者からの勧誘も多い。インターネット上での弁護士情報提供に関しても、広告費名目で多額の費用を払うことでランキング上位になるようなシステムであると有償周旋の可能性が高くなり、非弁提携へとつながる恐れもある。この点にも日弁連の「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」\*2があるので、確認をいただきたい。

### (3) 相談することが大切

弁護士業務を営む中で、様々な勧誘を受けたり、新しい業務を開拓していくことは今後多くなるとされる。

自分の経験のみに頼るのではなく、少しでも「あれ」とか「大丈夫かな」と思ったら、先輩や友人にぜひ相談することである。それは、会派の先輩であってもよいし、委員会や学校の先輩などでも構わない。とにかく一人で悩まないことが大切である。そのような先輩や知人がいないとか、やはり相談すること自体が恥ずかしいということがある場合には、弁護士会でも相談窓口は用意されている。日弁連・当会の会員サポート窓口などである。

## 3 新型非弁提携の出現

(1) 非弁提携という、すぐに頭に浮かぶのは多重債務者の整理事件を紹介するといって近寄ってきた非弁業者との提携である。いわゆる、古典的な非弁提携といわれるものである。

このようなあからさまな提携の申し入れがなくなったわけではないが、近年はこれを広告業者や事務所運営の一部を外部者が請け負いますよという形で忍び寄ってくる、いわゆる新型非弁提携というものが増加している。

### (2) 刑事事件として摘発される事例も

このような事例は、中堅や高齢会員ではなく、登録10年目くらいまでの若手会員が取り込まれていることが多いのでぜひ注意すべきである。詳しくは、石本会員の原稿に譲るが、弁護士業務自体がビジネスライクになり、いかに効率化して業務を行うか、

いかに宣伝広告をして集客するかということに意識が向く中で、「事務所を用意しました、事務職員も派遣します、宣伝広告も任せてください」という業者が現れている。すべてがアウトであるということではないが、弁護士が事件処理や金銭の流れをコントロールできているかが最大のポイントである。

2018年には、当会所属の弁護士法人及び代表弁護士が弁護士法違反で大阪地検に逮捕起訴され、有罪が確定した。この事件では、同時に当該弁護士法人に事件を紹介し、かつ、実際に和解交渉を行っていた業者も同様に弁護士法違反で起訴され、有罪となっている。ある意味、新型非弁提携の典型であった。

2020年7月になって、第一東京弁護士会所属の弁護士法人に破産開始決定が出されていることが判明し、その代表弁護士(当時)の説明では、過払い金の依頼者への返還ができておらず、他方、地方相談会のための広告・実施にかかる費用や事務所家賃、さらには人材派遣に伴う派遣費用などを特定の業者グループに支払い続け、預り金が大きく不足しているという事案が発生した。この事件については、まだ報道レベルの情報しかないところ、詳しい事情が判明することが期待される。

## 4 他士業とのワンストップと提携

前項で述べた非弁業者との提携問題と同時に、近頃は司法書士や税理士など他士業との連携をしている法律事務所も散見される。

弁護士業務を遂行する際、たとえば、相続や事業承継等の事件においては、司法書士や税理士と協議しながら事案を進めることが有益であることは間違いない。このような連携ができる人脈を持つことも弁護士の仕事を進めていく上では大切なことである。

他方、140万円を超える事件を司法書士から紹介を受けた弁護士が一定金額の紹介料を司法書士に支払って懲戒処分を受けたり、回収した過払金から一定額の弁護士費用を差し引いたうえで、依頼者に送金するのではなく、紹介を受けた司法書士に送金していた事例でも、懲戒処分が出ている。

\* 2 : 日弁連 HP (HOME> 日弁連とは > 弁護士法・会則・会規等 > 第3部 : 会規 > は行)  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/rules/pdf/kaiki/kaiki\\_no\\_70\\_02.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_70_02.pdf)

税理士法人との協働も、基本的に問題はないとも思われるが、たとえば、税理士法人のオフィスの一角に若手弁護士の机が置かれているだけで、情報の遮断措置などが一切取られていない例が報告されている。このパターンでは、弁護士が税理士法人に雇用されている場合と税理士法人と同じ名前の弁護士法人を設立して同一のグループを形成している場合があるが、いずれにしても弁護士職務基本規程18条上問題がある。また、相続の相談で訪れた相談者について、遺産分割が必要である場合に弁護士に紹介することもある。当該弁護士が、その税理士法人の使用人として採用されている場合には、遺産分割の相談はあくまで税理士法人としての相談となるため、仮に使用人である弁護士が相談を受けていたとしても、弁護士でない者(税理士法人)が法律相談を受け、遺産分割協議書を作成したということになる可能性が高い。他方、最近見られる税理士法人と同じような名称でグループとしての弁護士法人を立ち上げて、そこに紹介するということがある。その際、紹介料などが発生していなければよいが、仮にそうでないとしても、税理士法人からの紹介の場合と、税理士法人とは無関係に直接弁護士法人に対して依頼のあった場合の弁護士報酬の多寡に違いがあると、そこに実質的な紹介料があると認定される可能性が高くなる。

いずれにしても、他士業との連携自体は弁護士業務を遂行する上で有益であることは間違いなく、その際、名目を問わず実質的に紹介料の支払いとなるようなことや、報酬分配となるようなことのないよう、その際のお金の流れには細心の注意を払っていただきたい。

## 5 リーガルビジネスと非弁

近年は、AIを利用した様々な業態が出現している。法律の分野でも、その活用が検討されており、リーガルテックとして注目を浴びている。

このAIを利用した情報について、弁護士が自らの業務の補助として利用する限りにおいては、何ら問題がない。つまり、従前は判例集を自ら検索していたところを、AIを利用して業務を遂行することはその効率化という観点からも有益である。

気を付けるべきは、弁護士でない民間業者がこのAIを利用して法律事務を行う場合である。たとえば、

民間業者がAIを利用して契約書をチェックしますよという事業を始めたとき、これは問題ないのか。弁護士法72条の建付けは、弁護士でない者が法律事件に関する法律事務を取り扱うことを禁止しているが、この規定を常に頭においておくべきである。

このAIを利用して紛争解決を図る手法として、ODRが話題である。これは、アメリカにおいて越境消費者紛争について少額の事件をプラットフォームが解決する場を提供する形で行われているものである。原則的には、話し合いの場の提供にとどまり、双方当事者が話し合いをして紛争を解決するということであるが、その際、たとえば、同様の事例でこのような解決があったなどという情報をAIを利用して提供することも想定される。どこまでが可能なのか、どこから先はいわゆる鑑定にあたって弁護士法72条に抵触するのか、そのあたりの整理が必要である。政府は、2020年3月にODR活性化検討会において取りまとめを行っており、参考にされたい。

## 6 まとめ

以上のように、弁護士生活を無事に勤め上げるためには、一定の注意を払って仕事をすることは必要である。当会では、2017年と2018年に、「転ばぬ先の杖」という冊子を2冊作成している。1冊目は登録直後の若手向け、2冊目は中堅以上の弁護士向けになっている。

この冊子は当会のウェブサイト(会員ページ→委員会→弁護士不祥事防止研修教材等検討ワーキンググループで閲覧できる)に掲載されている。わかりやすく、簡潔に記載されているので、ぜひ目を通してほしい。非弁や非弁提携に限らず、弁護士としての注意点が適切に説明されていると自負している。



左：登録直後の若手弁護士向け  
右：中堅以上の弁護士向け

懲戒処分の理由や市民窓口の苦情の多さなどがわかる資料が載っています。ぜひご確認ください！



弁護士倫理特別委員会副委員長 石本 哲敏 (42期)

## 1 はじめに

- (1) アウトソーシング (outsourcing) とは「外部調達、外注、業務の外部委託」をいい、業務の一部を外部の専門家に任せて、コスト削減をはかるとともに、業務の品質向上を図ることにより、事業者として競争力の向上が期待できるものであるといわれている。
- (2) 電話秘書サービスやウェブページ制作、コンピューター・システムの保守管理、会計や確定申告書の作成などを外部委託している会員も多いと思われる。
- (3) ところが、最近、広告会社の企業グループが、実質的に法律事務所を乗っ取り、事務所の預り金口座から高額な業務委託費を直接引き出したりして費消し、依頼者の預り金の返還が困難になって弁護士自身が破産するなどして大きな社会問題となった。
- (4) このような業者は、法律事務所に対する積極的な飛び込み営業を展開しており、アウトソーシングは、初期投資を抑えて依頼者を効率的に獲得し、売り上げを増やす手法であると説明するようである。
- (5) このため、アウトソーシング業者の見分け方や、問題のある業者と関わってしまった場合の対処について、不安を感じている若手会員が少なからず存在する。
- (6) アウトソーシング業者に関する情報提供を非弁弁護士取締委員会に期待する向きもあるようである。しかし、同委員会の非弁調査は、密行を保つことが義務付けられており（非弁弁護士取締委員会規則6条）、調査段階での情報共有はできない建付けになっている。また、東京では、一弁と二弁も独立して非弁調査を行っており、それらの情報を当然に共有することもできない。非弁弁護士取締委員会の調査情報だけでは、非弁業者についての情報を網羅できず、有用性は薄いのではないと思われる。
- (7) また、当会や日弁連で、アウトソーシング業者を審査し、優良業者に<sup>Ⓔ</sup>マークを認定することも一部で検討された。しかし、弁護士会では、人的にも物

的にも審査や調査をするのが困難なうえ、一旦<sup>Ⓔ</sup>マークを取得しても、その後非弁業者に変貌してしまうものを適時にチェックすることはほぼ不可能であるから、実現は困難なのではないかと思われる。

- (8) 結局、アウトソーシング業者の選別と非弁提携・事務所乗っ取りの回避は、会員自らの判断によって行わざるを得ない。なお、会員は、日弁連の会員サポート窓口\*1で、弁護士倫理・非弁提携等各分野に精通した担当弁護士を名簿から選んで電話で相談をすることができる。契約前であれば、安心して相談できるであろう。
- (9) 本稿では、弁護士業務に関するアウトソーシングの限界について検討した上で、アウトソーシングする業務の態様と注意点を具体的に紹介し、アウトソーシングを通じて非弁業者と関わってしまった場合の対策を紹介することにより、自らの身を守る方策を検討する。
- (10) 本稿のうち意見にわたる部分は、いずれも執筆者の私見であり、所属委員会の見解等とは無関係である。

## 2 弁護士業務に関するアウトソーシングの限界

- (1) 弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行わなければならない（弁護士職務基本規程22条1項）、事件の受任にあたっては、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について適切な説明をしなければならない（同29条1項）。受任の際の説明は、依頼者が理解できる方法で、原則として直接面談して説明を行うべきである\*2。
- (2) 特に、債務整理事件において、弁護士は、自ら債務者と面談をして、債務の内容、生活状況等を聴取しなければならない（債務整理事件の規律を定

\* 1 : [https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/support\\_lifeplan/support.html](https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/support_lifeplan/support.html)

\* 2 : 日弁連弁護士倫理委員会「解説『弁護士倫理基本規程』第3版」107頁

める規程3条1項)。事務職員等を履行補助者として利用し、予備的な事情聴取をさせたとしても、一般には、その後自ら依頼者と面談して個々の・実質的に確認することが求められる\*3。

- (3) 弁護士が法律事務処理において事務職員を履行補助者として用いることが許されるのは、非弁護士である当該事務職員(履行補助者)の行為において、法律事務に関する判断の核心部分が法律専門家である弁護士自身によってなされており、かつ、事務職員の行為が弁護士の判断によって実質的に支配されている場合に限られると解されている\*4。ここから、依頼者からの実質的な事情聴取、事件処理方針の決定、報酬の決定、相手方との交渉(単なる事務連絡を除く)等事件処理の核心部分については、弁護士が自ら行わなければならないと解される。
- (4) そして、弁護士は、事務職員その他自らの職務に関与させた者が、その者の業務に関し違法若しくは不当な行為に及ぶことのないように指導及び監督をしなければならない(弁護士職務基本規程19条)。従って、弁護士としては、自ら指導監督ができる範囲で事務職員やアウトソーシング業者を用いるべきであり、その範囲を超えて依頼してはならない。さらに、それが名義貸しに至った場合は非弁提携となる(弁護士法27条)。

### 3 アウトソーシングする業務の態様と注意点

#### (1) 広告制作

- ① テレビ、ラジオ、ウェブ等弁護士業務広告の制作を外部委託できることに問題はない。
- ② しかし、弁護士業務広告は、弁護士等の業務広告に関する規程\*5および業務広告に関する指針\*6を、ウェブ広告の広告主が弁護士以外のものである場合は、弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に

関する指針\*7を遵守しなければならない。弁護士は、広告の制作を業者任せにしてはならない。なお、初歩的な説明としては、LIBRA2017年3月号特集「若手セミナー 効果的な広告戦略と落とし穴」\*8、非弁提携弁護士対策本部の委員会ブログ\*9を参照されたい。

- ③ 広告が景品表示法に違反しないようにすることも当然である。期間限定で着手金を無料または値引きするなどという広告を、当該期間満了後何度も繰り返していた弁護士法人が有利誤認表示(旧景品表示法4条1項2号、現同法5条2号)をしたとして消費者庁から措置命令を受けて社会の耳目を集め、その後、弁護士会でも懲戒処分を受けた例がある。
- ④ 広告の制作を単発でアウトソーシングする場合、事務所乗っ取りの問題は起こりにくい。しかし、広告の反響に対応して法律相談予約を電話で受け付ける事務職員の労働者派遣や、コールセンターへの委託を併用することには注意を要する。受任ごとに報酬を定める業者との広告契約は事件有償周旋による非弁提携であると評価されうる。コールセンターで相談予約を受けるようになると、弁護士の目の届かないところでオペレーターによる事情聴取が行われ、弁護士の出頭を要しない過払い金請求と任意整理のみを受任し、「裁判所の手続きの場合、別途1回〇〇万円の日当がかかります」などと申し向けて、破産や個人再生の手続きを事実上受任拒否することにより、非弁護士だけで事件処理をする体制が構築されるケースが見受けられる。
- ⑤ このような大量受任のスキームの場合、委託者である弁護士には、自ら事件処理に当たる相当数の弁護士と事務職員、過払い金計算や債権者への通知文書作成や細かい出入金の管理や給与計算・経費管理をするシステム、そしてそれら機材と人員を収容するに足りる広さの事務所といった、事件処理をできる体制を構築していることが必要である。
- ⑥ 弁護士がそういったインフラを持っていない場合、

\*3：日弁連「解説 債務整理事件処理の規律を定める規程」22～23頁

[https://member.nichibenren.or.jp/minji\\_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf](https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf)

\*4：日弁連「解説 債務整理事件処理の規律を定める規程」19～20頁

[https://member.nichibenren.or.jp/minji\\_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf](https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf)

\*5：本特集3頁、注2) 参照

\*6：同3頁、注3) 参照

\*7：同6頁、注1) 参照

\*8：[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017\\_03/p02-22.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_03/p02-22.pdf)

\*9：<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/>



必然的に、事務職員の労働者派遣により、債権者との連絡や過払い金や分割弁済金の入出金、複雑化した事務所の経理を担当する事務職員などを受け入れることになる。ここまでくると、事務所を非弁護士に支配される可能性が高くなる。この上に、過払い金の計算や債務整理の分割弁済を管理するシステムの使用、これら人員や機材を収納する事務所の転貸までも依頼するとなると、弁護士は、非弁業者に名義を貸して、例えば債務整理事件であれば弁護士は極めて安い手取りで受任時の面談義務履行を形式的に担当するだけで、あとは非弁業者が事件処理を行い、挙句の果てには預り金を勝手に費消されてしまい、懲戒や破産を余儀なくされるに至る場合があるようである。

## (2) 法律相談会の企画・運営

- ① 弁護士の少ない地方都市における債務整理の無料法律相談会の連続開催を企画し、会場として公民館等を予約し、新聞・テレビ・ラジオ・チラシ・街宣・ウェブ等で広告し、予約専用電話等で相談予約を受け付け、弁護士による相談スケジュールを策定し、相談会場での受付と委任契約書類等の準備をするなどの業務のアウトソーシングは、手っ取り早く大量の事件依頼を獲得する手法に見えるが、落とし穴も多い。
- ② この手法は、テレビやラジオを使った全国的な広告よりはるかに規模が小さいものの、大量受任・大量処理のスキームであるから、弁護士には、大量の事件処理をこなすための人的・物的インフラが必要である。これがない場合は、広告による大量受任の場合と同様、事務員の派遣、システムの利用による事務所の乗っ取りの問題が発生する。
- ③ 仮にその事件処理と事務所の経理を自らできていても、債務整理事件の報酬は受任後時間をかけて入金されるのに対し、広告料等は即時に発生し、しかも相当高額であることが多いので、このような業者と縁を切るのは難しい。

## (3) ウェブサイトの制作

- ① ウェブサイトの制作は、ドメインの取得管理、画面の設計やデザインといった専門的な技術が必要であり、外部委託するのが一般的である。法律事務所においても、その点は変わらない。
- ② さらに、事務所のウェブサイトにより顧客を効率的に誘引するためのSEO<sup>\*10</sup>やリスティング広告<sup>\*11</sup>の導入も専門的な技術が必要であり、外部委託することになる。もっとも、それらの料金は非常に高額になることが多く注意が必要である。
- ③ これに加えて、様々な施策によりアクセス数を増やし、相談申込専用電話を設定し、電話担当専門の事務職員の派遣を受けたり、コールセンターの利用契約をする場合には、さらに危険が高まる。そして、受任件数や受任報酬額により委託報酬が決まってくると、単なる弁護士業務広告の委託では済まず、事件有償周旋による非弁提携の疑いが高まる。

## (4) 電話営業

- ① ウェブサイトに「過払い金チェックサービス」、「債務整理診断」などといった、閲覧者が氏名や電話番号を入力して過払い金や債務整理手続きについての問い合わせを送信するフォームを設けている場合がある。
- ② これに対応して問い合わせをしてきた閲覧者に対し、直接電話をかけて、依頼を勧誘する、いわゆるアウトバウンドセールスをアウトソーシングしているケースが散見される。
- ③ しかし、このような行為は、面識のない者に対する電話による広告を禁止する、弁護士等の業務広告に関する規程5条1項<sup>\*12</sup>に違反する。これは、面識のない弁護士等から電話を受けること自体が相手方に奇異な感情や不快感を生じさせることが多いと認められることによる。

## (5) 電話秘書

- ① 不在時の事務所への電話を転送で受け、代わり

\* 10：検索エンジン最適化。インターネットの検索サイトが使っているソフトの原理を分析し、キーワード検索をしたときに特定のウェブサイトが検索サイトの上位になるよう設計する技術（自由国民社「現代用語の基礎知識2021」290頁）

\* 11：ユーザーの検索した単語に適合する広告を表示し、クリックされた回数に応じて広告料金を支払うシステム（秀和システム編集本部「最新基本パソコン用語辞典第5版」320頁）

\* 12：5条1項 弁護士等は、面識のない者（現在及び過去の依頼者友人親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。ただし次に掲げる場合はこの限りでない。

1 法律事務の依頼を希望する者から請求があった場合

2 刑事事件又は少年事件について、本人以外の弁護人選任権又は付添人選任権を有する者から請求があった場合

3 公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合

に要件を聞いてメールや電話で伝達するサービス。利用している小規模事務所も多いと思われる。事務職員を雇うよりも安価に電話対応が可能になるメリットがある。

- ② この電話秘書も、単発で電話秘書の専門業者にアウトソーシングしている限り、危険は少ないと思われる。
- ③ ただし、法律事務所には、依頼者や事件関係者からの電話もかかってくるのであるから、業者との間で秘密保持義務についての取り決めを忘れてはならない。
- ④ なお、24時間対応の電話秘書サービスを契約して法律相談予約を受け付けるような場合、受け付けるのは法律相談の予約であって法律相談そのものではない。広告やウェブサイト「法律相談24時間365日対応」などと表示すると、あたかも、法律相談を24時間365日受けられるかのように誤認され、違法広告となり得るので（弁護士等の業務広告に関する規程3条2号）、あくまでも受け付けるのは、法律相談の予約である旨を広告やウェブサイトに明記しておく必要がある。

#### (6) 弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載

- ① 弁護士情報提供ウェブサイトとは、弁護士情報を、インターネットを利用して市民が閲覧することができる状態に置いてこれを掲載しているウェブサイトという（弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針2項(3)）。弁護士紹介サイト、弁護士ポータルサイトなどと呼ばれる。広い分野の依頼を集めようとする「総合型」と、債務整理、離婚、交通事故、刑事、相続等特定分野の依頼を集めようとする「案件特化型」があるとされ、多数のサイトが存在する。
- ② 弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載にあたっては、広告制作で述べたのと同様の問題がある。それ以外にも、以下のような場合は、違反広告となる可能性があるため注意していただきたい。
  - (ア) 同じ弁護士が複数のサイトに掲載している場合で、同様の事件の弁護士報酬額の掲載内容が矛盾している。
  - (イ) 同じ弁護士が、複数の案件特化型サイトに掲

載され、異なる分野で専門チームのメンバーとして掲載されている。

- (ウ) 解決事例として、同じサイトの他の弁護士と同じ事例が記載されている。

#### (7) 不動産仲介

- ① 弁護士が、遺産分割や任意整理の過程で、依頼者の所有する不動産を処分するにあたり、不動産業者に買主の探索を依頼することは至極当然の行為である。
- ② 不動産売買契約が成約した場合、仲介手数料から紹介手数料を支払うとして、顧客の紹介を勧誘するダイレクトメールが不動産業者からしばしば届くが、自己の依頼者を不動産業者に紹介して紹介料を受けたことを理由として懲戒処分を受けた会員もあり、会員に対する注意喚起もなされている\*13の注意をしておいていただきたい。
- ③ 弁護士職務基本規程13条2項は「弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取ってはならない。」と規定する。ここにいう「依頼者」の解釈には争いがあるが、日弁連弁護士倫理委員会「解説『弁護士倫理基本規程』第3版」30頁は、紹介を受ける側（＝不動産業者）にとっての依頼者も含むとの見解を採用している。

#### (8) 労働者派遣

- ① 派遣会社がその雇用する派遣労働者を派遣先に派遣して、派遣先の指揮命令の下で業務に従事させること（労働者派遣法2条1号）。人手不足が深刻になる中、専門的な経理や給与計算業務で利用している事務所もあると聞く。派遣会社の利益が加わる分、時給は高くなるが、募集・採用・教育の手間が省けるというメリットがある。
- ② 労働者派遣についての注意すべき類型は、やはり、広告や法律相談企画のアウトソーシングに伴って事件を大量受任・大量処理する際に、弁護士がそれをまかなうインフラを保有していない場合に、同じグループ企業から労働者派遣を受けることに尽きる。
- ③ 電話対応、文書作成、予備的事情聴取、対外的な事務連絡といった業務については、弁護士が指揮監督できる範囲内で担当させるなら問題ない。それを超えて、依頼者からの詳細な事情聴取、受任・

\*13 : [https://www.toben.or.jp/members/news/post\\_813.html](https://www.toben.or.jp/members/news/post_813.html)

処理方針決定、交渉を含む対外折衝までを担当することになると、弁護士が本来やらなければならないことを丸投げしたことになり、事務職員任せ（＝名義貸し）の非弁提携と評価される可能性が高くなる。

- ④ さらに、経理や採用、給与計算まで派遣労働者が担当することになると、弁護士が自ら事件処理したのは形式的な受任時の説明だけとなってしまい、挙句の果てには派遣労働者に弁護士の給与まで決められていたというケースもあるという。特に、派遣料は、派遣元の利益が加算されるため直接雇用よりも大幅に高くなるから、利用した弁護士に対する拘束がさらに厳しいものになる。

### (9) レンタルオフィス

- ① 共有の会議室や応接室、複合機の利用、受付の来客対応等のサービスにより、通常のオフィスを借りる場合に比べて賃貸面積を減らして賃料を抑えたとともに、事務所開設にかかる初期投資を抑えた貸事務所。
- ② 独立開業する場合の大きな障壁が、オフィス賃借に伴う保証金、内装費、OA・備品費等の初期費用と、事務職員の採用であるから、それら負担を大幅に抑制できるレンタルオフィスはとても魅力的である。
- ③ レンタルオフィスにもいろいろな形態があるが、気を付けなければならないのは、弁護士法20条から導かれる弁護士の法律事務所設置義務\*14と同23条の秘密保持義務との関係である。弁護士が職務上知りえた秘密を保持するには、弁護士の執務室が施錠可能であるなど、外部の者や他の施設利用者が容易に立ち入れない構造のものである必要があると解される。また、2007（平成19）年3月、依頼者の身元確認及び記録保存に関する規程が制定され、弁護士は、一定の場合に依頼者の本人確認や記録保存等が義務付けられ、秘密保持義務を遵守しつつ記録保存ができるような法律事務所設置の必要があることが明確化されたといわれている。同規程は、2012（平成24）年、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程に改められ、同規程はさらに2017（平成29）年改正により、弁護士会に弁護士に対する規程等の実施状況につい

での助言や報告を求めることができる旨を規定するに至った（同規程12条）\*15。

- ④ このため、オープンオフィスや他の利用者が容易に執務机を見ることが出来る自習室のようなスペースは、秘密保持義務を果たせず、法律事務所にふさわしくないと解される。
- ⑤ なお、広告や法律相談会の企画運営をしているアウトソーシング業者が事務所の一部を法律事務所に転貸することがある。これは、受任した大量の事件を処理するための人的・物的インフラを有しない弁護士に対して、初期投資をかけずに、広いスペースに移り、そこで派遣社員等に事件処理や経理を処理させるために行われる。しかし、この場合の転貸賃料は極めて高額に設定されることが多く、アウトソーシング業者による弁護士への経済的拘束をさらに強め、弁護士は何らの発言力も持たなくなる。アウトソーシング業者の事務所の賃借人になるのは危険である。

### (10) コールセンター

- ① 電話とコンピューター技術を融合して、効率的に顧客への電話対応を行う設備。オペレーターは電話を受けると同時に、顧客の購買・取引履歴を参照しながら電話応答できる\*16というもの。依頼者の獲得や債権回収の督促のために利用される。
- ② 多数かつ定型的な債権回収業務を病院、通販会社、インターネットサービス業者、クレジット会社などから受任し、督促葉書の発送や電話での督促を行う弁護士が、コールセンターを利用する場合がある。
- ③ コールセンターについては、「電話で荒い言葉遣いをされた」、「弁護士と話がしたいといっても応じてくれない」、といった苦情が市民窓口寄せられ、各種調査の端緒となっている。また、扱っている案件数に対してオペレーターや電話回線が少ない場合、「いつ電話をしても話し中である」という苦情が寄せられ、対応を求められることもある。
- ④ オペレーターを含め、事務職員等自らの職務に関与させた者に対する指導監督は弁護士の義務である（弁護士職務基本規程19条）から、言葉遣いを含めてきちんとさせなければならない。また、相手方から弁護士と直接話したいとの要望が寄せられた場合は、

\* 14：日弁連調査室『「条解弁護士法」第5版』152～153頁

\* 15：[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba\\_info/rules/kaiki/kaiki\\_no\\_95.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_95.pdf)

\* 16：日本経済新聞社「2001年版経済新語辞典」140頁

これに迅速に対応できるようなないと、コールセンター業者任せ（＝名義貸し）の非弁提携を疑われる。

- ⑤ テレビやラジオのコマーシャルにより、債務整理事件やB型肝炎事件の相談者を大量に誘引する際に、専用の電話番号を設定した上で、外部のコールセンターが利用される場合も散見される。
- ⑥ この場合、オペレーターは、相談者から予備的な事情聴取をして記録し、弁護士による相談の予約または弁護士に電話をかわるのが本筋である。ところが、非弁業者の場合、オペレーターは相談者から詳細な事実関係の聴取をする際に、受任できるか否かの判断までを行い、受任できると考えたものについてのみ弁護士との相談をセッティングして、形式的に弁護士による説明義務を満たそうとする。
- ⑦ いずれにせよ、外部のコールセンターを利用するという事は、事件を大量受任・大量処理するという事である。その処理に足りるインフラを弁護士が持っていない場合は、それらインフラについてもアウトソーシングせざるをえなくなる。そうすると、弁護士は、関係者に対する指導監督義務を果たせなくなって、名義貸しによる非弁提携に陥る可能性が高くなる。

#### 4 アウトソーシングにより非弁業者と関わってしまった場合の対策

- (1) 非弁業者と関わってしまった場合の対応の基本は、資金を確保しながら非弁業者との関係を断つことに尽きる。
- (2) 広告や法律相談会の開催についてアウトソーシングしていても、事件処理と資金管理を自分でできているのであれば、非弁業者との関係を断つことは十分に可能である。
- (3) もっとも、業務委託契約を解約すると、違約金等請求の訴えを提起されることもある。この場合は一人で対応せず、会派に属しているのであれば会派の先輩に相談し、属していないのであれば、ノーアポでも構わないから、理事者室を訪ねて、秘書課の職員に、非弁業者との関係を断つ相談をしたいと申し向けていただきたい。自らが当事者となっている事件で冷静で適切な対応をすることは困難であり、きちんと対応すれば勝訴できる訴訟に敗訴することが散見されるからである。
- (4) これに対し、労働者派遣等により、事件処理自

体と、経費・報酬、預り金の管理まで非弁業者が行っている場合は、非弁業者との関係を断った後の事件処理が困難になるから、無傷で脱出することは難しい。ただ、方法がないわけではない。自らの負債や刑事事件リスクを考えたときには、それでも早期脱出が望ましいことは間違いない。

- (5) さらにまずいのは、非弁提携に手を染めていることが分かったのに手をこまねいて被害を拡大させることである。預り金の返還が遅滞し、依頼者からの苦情が市民窓口に殺到して、預り金欠損が明らかに疑われる事態に至ってしまえば、もはや軟着陸は不可能となる。弁護士会としても、対象会員に手を差し伸べるのは困難となり、事態の早期収束と被害拡大の防止のため、非弁提携調査とそれに続く会立件・事前公表を検討せざるを得ない。内部告発等がなされている場合には、強制捜査や刑事訴追の可能性もある。

#### 5 むすび

結局、アウトソーシング業者への委託の限界といっても、法律事務処理の核心部分を弁護士自らが行っているかどうか、という極めて基本的な視点で判断することになる。現時点では、以下の各点が、事務職員・アウトソーシング業者といった履行補助者の利用の妥当性についての判断ポイントになろうかと思われる。心当たりのある会員は、チェックしてほしい。

- (1) 依頼者からの実質的事情聴取、事件受任・事件処理の方針決定等法律事務の核心部分の判断を弁護士自らが行っていること。
- (2) 依頼者や相手方から弁護士から説明を聞きたいと言われたときにすぐに対応できること。
- (3) 個別の事件の進捗状況を弁護士自らが的確に把握していること（パソコン等を操作して事務職員の介助なく事件を検索できること）。
- (4) 弁護士がアウトソーシング業者や派遣社員による業務遂行を適切に管理監督できていること。
- (5) 収入・経費・預り金の通帳と印鑑（インターネットバンキングであればIDとパスワード）を弁護士自らが管理していること。
- (6) 事務所で管理する資金の入出金を自ら把握でき、預り金の残高に相応する預り金口座の預金残高が現実に存在すること。

## 1 委任契約書は作成義務がある

### (1) 近時の懲戒事例から

近時の懲戒事例には、事件を受任する際に、委任契約書の作成をしていなかったという事案がよくみられる。

この委任契約書の作成をしていなかった事案の中には、弁護士報酬等についての説明をしていないものも多い。

委任契約書は、依頼者と弁護士との関係を規律する基本的な内容を定めるものであり、今一度、委任契約書に関する規定を確認いただきたい。

### (2) 委任契約書の作成義務

まず、弁護士職務基本規程30条1項本文は、「弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない」と規定して、弁護士に委任契約書の作成義務があることを明記している。

また、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由がやんだ後に作成することとされている（同項ただし書）。

例外的に、「法律相談、簡易な書面の作成又は顧問契約その他継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しない」（同条2項）こととされている。ただし、委任契約書の作成をしなかった場合には、弁護士がその合理的な理由を十分説明できなければならない\*1とされていることに留意する必要がある。

### (3) 何を記載すべきか

では、委任契約書には、何を記載すべきか。

委任契約書には、「受任する法律事務の表示及び範

囲、弁護士等の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任事務の終了に至るまで委任契約の解除ができる旨並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法」（弁護士の報酬に関する規程5条4項）を記載しなければならない。

なお、委任契約書の書式例は、日本弁護士連合会のホームページの会員サイト\*2をご参考いただきたい。

### (4) 受任時の説明も忘れない

事件を受任する際は、委任契約書を作成すれば足りるというわけではない。

「弁護士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない」（弁護士職務基本規程29条1項）こともよく押さえておく必要がある。

## 2 預り金の清算は 依頼者と十分協議の上で

### (1) 近時の懲戒事例から

預り金に関する懲戒事例としては、事件が終了したにもかかわらず預り金の返還をしなかった事案や、報酬について依頼者と合意がないにもかかわらず弁護士が一方的に報酬金額を定めて預り金と相殺したという事案がみられる。

### (2) 預り金は返還義務がある

まず、預り金の返還義務があることについては、弁護士職務基本規程45条が「弁護士は、委任の終了に当たり、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金及び預り品を遅滞なく返還しなければならない」と規定しているとおりである。

\* 1：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』109頁（日弁連、2017年12月）

\* 2：日弁連HP（HOME>業務関係>事務所運営>事務所経営・採用>弁護士報酬について（会規・書式））

[https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/jimusho\\_unei/keiei\\_saiyou/hoshu.html](https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/jimusho_unei/keiei_saiyou/hoshu.html)

### (3) 相殺の可否

では、仮に、依頼者が弁護士報酬を支払わない場合に、弁護士が弁護士報酬請求権と依頼者に対する預り金返還債務とを相殺できるだろうか。

この点、「相殺に際しては、報酬額が委任契約書において明確に定められていることが必要であり、さらに依頼者との十分な協議を経たうえでのやむを得ない最終的手段として考慮すべきもの」\*3とされている。

したがって、安易に相殺して依頼者とトラブルとなることのないよう十分留意する必要がある。

## 3 報酬設定は、適正かつ妥当なものを

### (1) 近時の懲戒事例から

弁護士報酬に関する懲戒事例としては、当該事案に照らして過大な着手金や過大な報酬金の請求をした事案や、弁護士が報酬基準よりも大幅に上回る金額の弁護士報酬を請求し受領した事案がみられる。

### (2) 報酬設定についての規定

弁護士は、「経済的利益、事案の難易、時間及び

労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」（弁護士職務基本規程24条）とされている。

そのため、たとえ委任契約書を作成し依頼者が弁護士の提示した弁護士報酬に合意していたとしても、「経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情」からみて、「適正かつ妥当」と評価されない場合がありうることに留意が必要である。

何が「適正かつ妥当」であるかは、具体的な事案ごとに検討するほかないが、たとえば、「勝訴の見込みや必要性が薄い請求を本来の請求に加えて過大な着手金を算定するような場合（たとえば、通常の損害賠償請求に、認容される可能性が低い制裁的な巨額の慰謝料を加えて請求額を拡張し、これを基準に着手金を算定する場合）は、『適正かつ妥当』でないとされることもある」\*4とされている。また、何が「適正かつ妥当」であるかについて、2004年（平成16年）4月1日から廃止された日本弁護士連合会の報酬等基準規程が参考となるとの指摘がある\*5ことも参考いただきたい。

## Column

### 「非弁行為」と「非弁提携」の関係

「非弁行為」は、弁護士でない者（非弁護士）が法律事務を取り扱うことまたは法律事務を有償で周旋することをいう（弁護士法72条、罰則規定は同77条3号）。

「非弁提携」は、弁護士が、弁護士法72条から74条に違反する者（非弁業者）から、事件の周旋を受け、またはこれらの者に名義を貸すことをいう（弁護士法27条、罰則規定は同77条1号）。こちらは、弁護士の身分を有することが犯罪成立の要件となる真正身分犯である。

例えば、非弁護士が、弁護士に対し、法律事務を有償周旋した場合、非弁護士の行為は非弁行為となり、弁護士の行為は非弁提携となる。

また、弁護士が、非弁護士に対し、名義貸しをして法律事務を取り扱わせた場合、弁護士の行為は非弁提携となり、非弁護士の行為は非弁行為となる。

当会においては、非弁行為の取り締まりは非弁護士取締委員会が、非弁提携の取り締まりは非弁提携弁護士対策本部が、それぞれ担当している。

文責：石本 哲敏（弁護士倫理特別委員会副委員長）

\*3：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、131頁

\*4：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、69頁

\*5：官澤里美著『弁護士倫理の勘所 ～信頼される弁護士であるために～』78頁（第一法規、2015年4月）

## Part 4

## 相続に関する利益相反等

弁護士倫理特別委員会副委員長 矢野 亜紀子 (61期)

## 1 複数当事者からの受任

## (1) 想定事例

遺産分割において、複数の相続人（例：A, B, C, D）が存在し、グループに分かれて（例：AとBのグループと、CとDのグループ）争っている、といった事例はよくみられる。

このような場合に、その一つのグループに属する複数の相続人（たとえばAとB）から遺産分割調停事件の依頼をされた場合、弁護士としてはどのような点に留意すべきだろうか。

## (2) 受任時の留意点

弁護士が利益の相反する事件について職務を行ってはならないことは、弁護士の基本的かつ中核的な義務の一つとされている\*1。

上記の例は、複数の当事者から事件を依頼されており、まさに利益相反が問題となりうる場面である。そのため、弁護士としてはまず、当該グループに属する複数の相続人に利害の対立がないことを確認すべきことはもちろん、当該事案について、そもそも複数の相続人から事件を受任するか否かを十分検討する必要がある。

その上で、仮に弁護士が複数の当事者から事件を受任することとした場合に、事件受任時の説明義務があることは、弁護士職務基本規程32条が、「弁護士は、同一の事件について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、事件を受任するに当たり、依頼者それぞれに対し、辞任の可能性その他の不利益を及ぼすおそれのあることを説明しなければならない」と規定しているとおりである。

## (3) 利害対立が生じた場合

その後、遺産分割調停を進めるうちに、依頼者であ

る複数の相続人の間で利害対立が生じることもありうると思われるが、そのような場合に弁護士がとるべき措置について、弁護士職務基本規程42条は、「弁護士は、複数の依頼者があって、その相互間に利害の対立が生じるおそれのある事件を受任した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない」と規定していることにも留意する必要がある。

## 2 遺言執行者に就任した場合

## (1) 想定事例

弁護士が遺言執行者に就任した場合に、当該相続財産をめぐる複数の相続人間の紛争について特定の相続人の代理人となることができるか。

また、遺言執行が終了しているか否か、遺言執行者の職務内容に裁量の余地があるか否かによって結論が変わりうるか。

## (2) 現在の議論状況

## ア 何が問題となるか

この問題については、日弁連懲戒委員会の議決例がいくつかあり、様々な議論があるが、遺言執行者が特定の相続人の代理人となることについては、遺言執行者の中立性、公正性に対する信頼の確保という観点から、弁護士職務基本規程に抵触する可能性が高いと考える。

なお、弁護士職務基本規程の根拠については、過去の日弁連懲戒委員会の議決をみると、弁護士職務基本規程5条（信義誠実）及び6条（名誉と信用）の問題として捉える見解と、利益相反の問題として捉える見解があるといわれている\*2。

\*1：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』76頁（日弁連、2017年12月）

\*2：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、98頁

## イ いかなる場合でも「非行」となるか

では、遺言執行者が特定の相続人の代理人となれば、いかなる場合でも「非行」（弁護士法56条1項）となるのだろうか。

この点については、『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』が、「単に遺言執行者が一部相続人の代理人になった場合には、直ちに弁護士の非行とするのではなく」\*3、当該事案ごとに実質的に判断されるべきと述べる。

しかし、同書は、上記に続けて、「遺言執行が終了していない時点においては、一部の相続人の代理人に

なるのは差し控えるべきであるといわざるを得ない。また、遺言執行が終了した後であり、かつ遺言執行者に裁量の余地がない場合であっても、少なくとも当事者間に深刻な争いがある、話し合いによる解決が困難な状況においては、遺言執行者に就任した弁護士が一部の相続人の代理人となることは、やはり差し控えるべきであろう」\*4と述べていることからすれば、やはり慎重な対応が求められると考える。

なお、遺言執行者の問題に関しては議論の多いところであるので、今後の動向にも留意していく必要があるだろう。

## Column

### 営業電話や飛び込み営業の見極め方

最近、弁護士に対し、非弁業者からも、そうでない業者からも、「広告を出して集客しませんか？」という営業電話や飛び込みセールスが頻繁に行われている。

このようなセールス活動が、非弁業者によるものかどうかの見極め方はあるのだろうか。

ウェブサイトが立派だとか、持参したパンフレットが立派だといったことは全くあてにならない。先日も、立派なパンフレットを持参した営業担当者が、筆者の事務所に飛び込み営業に来たことがあった。その業者は、たまたま筆者が調査を担当していた事件有償周旋による非併携事案における非弁業者であった。その営業担当者は、筆者に対し、「当社は非弁とは関係ありません」と胸を張って言っていた。非弁業者には、弁護士を奴隷のように使って儲けている者もあり、金のかかったパンフレットを製作することなど容易である。

ただ、次のようなことは言えるかもしれない。

- 1 「弁護士専門の集客コンサル」と言われれば、非弁業者が、パラサイト先の弁護士が取り締まりや捜査の対象になったために、新たなパラサイト先を探しているのだと想像することができる。
- 2 「弁護士、司法書士、税理士など士業向け集客コンサル」と言われれば、非弁のイメージは薄れるが、司法書士からの140万円超え事件の周旋を仲介していることがあるから、油断はできない。
- 3 セールストークで、「契約すれば、〇〇事件を〇件紹介します」とか、「先生に依頼したいという〇〇事件の依頼者がいます」、「契約コースにより、おおむね〇件、依頼者とのマッチングがあります」などという言葉が出てくる場合、それは、事件の周旋を意味する。営利を目的とする会社が何らの対価を伴わない活動をすることはあり得ず、これら依頼者の紹介は、有償性が推認されるから、非弁業者であることを疑うべきである。

文責：石本 哲敏（弁護士倫理特別委員会副委員長）

\*3：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、99頁

\*4：同上



## 1 準備書面等の表現には十分留意する

## (1) 問題のある行為

弁護士には、「職務の内外を問わずその品位」(弁護士法56条1項)を保つべき義務があり、裁判手続であるか否か、口頭であるか書面であるかを問わず、その言動には十分留意すべきである。

ところが、近時、弁護士が、裁判や準備書面等において相手方等を誹謗中傷したり名誉を毀損する言動をしたりして、「品位を失うべき非行」(弁護士法56条1項)として懲戒処分を受ける例がある。

## (2) 訴訟における弁論活動

## ア 過去の懲戒事例から

では、準備書面等における言動について、過去の懲戒事例では、どのような場合に「品位を失うべき非行」(弁護士法56条1項)と判断しているであろうか。

たとえば、準備書面の記述が問題となった事案において、「訴訟における弁論活動は、その中に相手方やその代理人、証人等の関係人の名誉、信用を傷つけるような部分があったとしても、それが当該訴訟において必要であり、やむを得ない弁論活動と認められる限り許されるものと解され、かつその許される範囲は相当広いものと解すべき」\*1としつつも、「弁論活動も、無制約に許容されるものでないことはいうまでもなく、そこには自づから一定の限界がある。例えば、当初から相手方の名誉、信用を害する意図で、ことさら虚偽の事実、当該事件と何ら関係のない事実を主張したり、そのような意図がなくとも、訴訟遂行上の必要性を超えて著しく適切を欠く表現、方法、態様で主張し、相手方の名誉、信用を著しく害する場合などは、訴訟活動として認められる限界を逸脱するものとして

許されない」\*2と判断された事例は参考となる。

## イ 損害賠償請求を受ける可能性も

準備書面等における行き過ぎた言動は、懲戒の対象となりうるのみならず、不法行為として損害賠償請求を受ける可能性もある。

民事訴訟における訴訟活動が不法行為に当たるかが問題となった裁判例には様々なものがある。この点、複数の裁判例を詳細に検討した上で、いかなる場合に名誉毀損となるかにつき、「①当初から相手方の名誉を毀損する意図でことさら虚偽の事実を主張する場合、②名誉を毀損する意図で訴訟上主張する必要のない事実(関連性のない事実)を主張する場合、③名誉を害する意図がなくとも、表現内容、方法、態様が著しく適切さを欠く非常識なもので相手方の名誉を著しく害する場合は社会的相当性を欠いて違法性を帯びるとされているといえる」\*3と分析しているものがあり参考いただきたい。

なお、過去の裁判例については、「①相手方を犯罪者扱いする記述・発言、②裁判所において虚偽の陳述や虚偽の証拠提出をしているとの記述・発言、③人種差別、女性差別に関する記述・発言が、名誉毀損とされることが多い」\*4と指摘されている。

## (3) 慎重な言動を心がける

仮に、弁護士が相手方等とのやり取りの過程で感情的になることや、準備書面等において過激な表現をするよう依頼者から求められることがあっても、冷静に対応することを心がけるべきである。

たとえば、交渉等の際には一呼吸置いてから対応したり、裁判所内外で書面等を提出する際には複数回読み直したりするなど、自分なりの工夫を考えるとよいと思われる。

\*1：日弁連調査室編『弁護士会懲戒事例集(上巻)』786頁(日弁連、1998年10月)

\*2：日弁連調査室、前掲注1)、786頁から787頁

\*3：高中正彦著『判例弁護過誤』215頁(弘文堂、2011年7月)

\*4：高中、前掲注3)、216頁

## 2 相手方に対しても配慮を忘れない

### (1) 相手方に代理人が選任されている場合

#### ア 問題のある行為

相手方に代理人弁護士が選任されているにもかかわらず、相手方本人と直接交渉を強行するなどして懲戒処分を受ける例がある。

#### イ 直接交渉の禁止

弁護士は、「相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない」（弁護士職務基本規程52条）とされている。

その趣旨は、相手方本人の代理人依頼権を侵害することを防止することと、この趣旨に付随して、相手方代理人の職務を妨害する行為を防止することにあると考えられており\*5、また、「正当な理由」がある場合とは、「直接交渉する緊急性・必要性があり、相手方本人にことさら不利益を与えるおそれも少ないと認められる場合をいう」\*6と解されている。

したがって、受任事件につき相手方代理人が選任されている場合、正当な理由なく、相手方代理人に無断で相手方本人に対して直接交渉をすることはできない。

なお、仮に、相手方本人が直接の連絡を求めてきたとしても、相手方代理人を通じて連絡するよう伝えるなどの対応を検討すべきである。

### (2) 相手方に代理人が選任されていない場合

#### ア 問題のある行為

相手方に代理人が選任されていない段階では、弁護士が相手方本人と直接交渉を行うことがありうる。

この場合、相手方本人に連絡をするに当たって、「過去には、相手方の会社におけるメールアドレスを氏名などから推測し、そこに突然にメールを送って懲戒

請求を受けたり、親展にすべき内容の郵便物を親展にせず送って問題になったり」\*7した事案があることが指摘されており、十分留意する必要がある。

#### イ 相手方の名誉やプライバシーにも配慮を

弁護士には、弁護士の誠実義務（弁護士法1条2項）を根拠として、相手方を含む第三者の利益をも侵害することのないよう配慮すべき義務があると解されており\*8、弁護士が相手方本人と交渉をする場面においても、相手方に配慮した言動をすることが求められる。

相手方本人と交渉する場合の一般的な方法は、書面の送付であると思われるが、当該書面の表現はもちろん、郵便の種類、送付先、送付方法等、弁護士が留意すべき事項は少なくない。

たとえば、「内容が郵便局員や同居人等に読まれてしまう可能性があるハガキの利用は、守秘義務違反と指弾されないためにも避けるべき」\*9と考えられている。

また、相手方の勤務先住所に内容証明郵便等を送付すれば、第三者が当該文書を開封する可能性があり、事件の内容が職場に知られれば、相手方の名誉やプライバシーを侵害するおそれのあることは容易に想像できることから、弁護士としては、安易に勤務先住所に内容証明郵便等の送付を行うべきではないであろう。

## 3 違法又は不正な行為の助長等をしてはならない

### (1) 問題のある行為

弁護士は、「違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない」（弁護士職務基本規程14条）とされている。

同規程14条違反の行為は、弁護士が違法な自力救済行為\*10に加担する行為が典型例である。

\*5：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』153頁（日弁連，2017年12月）

\*6：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），155頁

\*7：高中正彦・堀川裕美・西田弥代・関理秀著『弁護士の現場力 民事訴訟編―事件の受任から終了までのスキルと作法―』34頁（ぎょうせい，2018年12月）

\*8：加藤新太郎著『弁護士役割論（新版）』367頁（弘文堂，2000年11月），加藤新太郎著『コモン・ベーシック弁護士倫理』148頁（有斐閣，2006年10月）

\*9：高中・堀川・西田・関，前掲注7），43頁

\*10：なお，飯島澄雄・飯島純子著『弁護士心得帖』274頁ないし282頁（レクシスネクシス・ジャパン，2013年1月）及び東京三会有志・弁護士倫理実務研究会編著『改訂 弁護士倫理の理論と実務 事例で考える弁護士職務基本規程（改訂版）』27頁注2）（日本加除出版，2013年11月）に，自力救済行為に関する過去の懲戒事例が整理されているので参照されたい。

この点、「建物の明渡し等に関連して、弁護士が違法な自力救済行為にかかわり、懲戒された事案が相当数見受けられるので、安易に依頼者に迎合することは厳に慎むべきである」\*11と指摘されていることに十分留意されたい。

また、同規程14条の「助長」の例として、「依頼者に対し不動産の名義変更など強制執行免脱にあたるような行為を指示する行為、依頼者が差押えを受けることを免れる目的であることを知りながら依頼者から金員を預かる行為、自力救済として違法となることを認識しながら賃貸人に対し家賃滞納中の賃借人の部屋のドアの鍵を付け替えるよう指示する行為や、占有移転禁止仮処分のないことを奇貨として明渡し強制執行を免れるため占有名義の変更を示唆する行為など」\*12が挙げられていることも参考いただきたい。

## (2) 違法又は不正な行為に気づいたら

では、弁護士が依頼者の違法又は不正な行為に気づいた場合、どのように対処すべきか。

この点、日本弁護士連合会会則11条は、「弁護士は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない」と規定する。

また、裁判例には、「自己の受任した法律事務に関連して違法な行為が行われるおそれがあることを知った場合には、これを阻止するように最大限の努力を尽すべきものであり、これを黙過することは許されないものであると解される。そして、これは単に弁護士倫理の問題であるにとどまらず、法的義務である」\*13と判示したものがあ

る。弁護士としては、依頼者の違法又は不正な行為に気づいた以上、これを容認し放置すべきではなく、当

該違法又は不正な行為を止めるよう依頼者を説得し、それでも依頼者が意向を変えない場合には当該状況に応じて辞任等の適切な対応を行うことが求められるよう。

## 4 明らかに不当な事件の受任をしてはならない

### (1) 弁護士職務基本規程の規律

弁護士は、「依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない」（弁護士職務基本規程31条）とされている。

弁護士は、「良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める」（弁護士職務基本規程21条）ものとされているが、「このことは、弁護士が依頼者の恣意的な欲求や願望をそのまま充足すればよいことを意味するものではない」\*14し、「依頼者の依頼や指示が不当または違法な場合に、弁護士がこれに応じるべきでないことはいうまでもない」\*15ことを改めて認識しておく必要がある。

### (2) 明らかに不当な事件とは

では、「依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件」（弁護士職務基本規程31条）とは、具体的にどのような場合を指すのであろうか。

この点、『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』では、「目的において明らかに不当な事件とは、たとえば、相手方の窮迫に乗じて、利息制限法を超えるような利息を請求しようとする場合」\*16等が掲げられており、「事件処理の方法において明らかに不当な事件とは、たとえば、相手方の住所が判明しているのに、住所不明と偽って公示送達を申し立てる場合」\*17等が掲げられているので、参考いただきたい。

\* 11：東京三会有志・弁護士倫理実務研究会，前掲注10），27頁

\* 12：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），32頁

\* 13：東京地判昭和62年10月15日判例タイムズ658号149頁。なお、同裁判例については、「この事案は、当該弁護士自身が当該法令違反行為に一定程度関与した場合に関するものであるから、弁護士がどの程度法令違反行為の阻止に努めるべきかは当該弁護士のおかれた状況等によっても異なる」（日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），152頁）との指摘や、「この事案における弁護士は、単に違法行為を阻止しなかっただけでなく、依頼者の違法行為に加担してしまった側面がありますので、そこで述べられている『阻止する努力』を一般化することには疑問の余地があります」（飯村佳夫・清水正憲・西村健・安木健・印藤弘二・桑山斉・高橋司著『弁護士倫理（第2版）』82頁（慈学社出版，2014年9月））との指摘がある。

\* 14：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），47頁

\* 15：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），46頁

\* 16：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），110頁

\* 17：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），111頁

2017年10月  
スタート

# 会員サポート窓口

## ☑ 会員サポート窓口とは？

会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題について、サポート相談員（相談担当者）が相談に応じる窓口

## ☑ 相談できる内容は？

・会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題（所属事務所における処遇・勤務条件・勤務環境等にかかわる問題も含まれます。）  
・具体的な事件処理に関する法律相談等は対象外

## ☑ 利用資格は？

・日弁連会員  
・日弁連会員の親族及び会員の事務所の事務職員

## ☑ 利用方法は？

・サポート相談員（名簿は日弁連ウェブサイト内会員専用サイトに掲載）へ電話、ファクシミリ、メールで直接連絡（会員専用サイト HOME>日弁連情報>会員サポート窓口・弁護士ライフプラン>会員サポート窓口のご案内）  
※御相談に当たって御不明な点がございましたら、上記お問い合わせ先までお電話ください。

・相談料は無料  
・サポート相談員に連絡する際は「会員サポート窓口の相談」であることを伝えてください。  
・メールやFAXで相談概要を送付することはかまいませんが、その後サポート相談員に必ず電話をして下さい（アドバイスは、メールやFAXではできないことになっているためです。）  
・サポート相談員からの折り返しのお電話は原則として行いません。

## ⚠ 注意事項

・会員サポート窓口を御利用の際には、お名前、登録番号等を確認させていただきます。匿名での御相談はお受けできません。御了承ください。  
・御提供いただいた個人情報は、日弁連のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたしますが、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。なお、場合によっては本相談の内容につき、再度お問い合わせ等の御連絡をさせていただくことがあります。  
・回答はあくまでも助言であり、日弁連及びサポート相談員は一切の責任を負いません。御相談事項については、回答内容の如何にかかわらず、御相談者自らの責任で御対応ください。

に相談してみよう。



サポート相談員の連絡先やその他詳しくは日弁連ウェブサイトの会員専用サイトを御覧ください。

## ◆ 本件お問合せ先 ◆

日本弁護士連合会 審査部 審査第三課  
TEL: 03-3580-9849

## 日弁連メンタルヘルスカウンセリングを ご利用ください

心の変調や不調を感じたとき、こころの専門家であるカウンセラーが、あなたのお話をお聴きします。  
お気軽にご相談ください。



### 電話相談

・カウンセラーが電話でカウンセリング  
・会員ご本人と、同居のご家族（18歳以上）がご利用になれます



### 対面相談

・各地のカウンセリングルームで対面カウンセリング  
・会員ご本人と、同居のご家族（18歳以上）がご利用になれます



### Web相談

・専用サイトに相談内容を書き込むとカウンセラーがメールで回答  
・会員のみご利用になれます



詳しくは日弁連  
ウェブサイトの  
会員専用サイトを  
ご覧ください

電話相談・対面相談予約番号

0120-556-919

Web相談（会員のみ）

<https://www.kokoro-soudan.net/sjhs/>

【個人情報保護について】カウンセリングのご相談や相談内容については、プライバシー厳守で対応しますので、第三者には開示されません。また、カウンセリングのご利用状況に関する日弁連への報告は、個人が特定できない形で統計処理をした上で行われますので、どうぞ安心してご利用ください。